

# 幕別町・更別村・忠類村

## 任意合併協議会だより 第5号

平成15年12月1日発行 編集・発行／幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会



「法定合併協議会設置を容認する意向が大勢を占める」ことを確認

## 今後の合併に関する協議を法定合併協議会で

第5回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会が11月27日、更別村社会福祉センターで開催されました。この日は「住民の意向を行政運営に反映させるための仕組み、住民の意向把握、検討報告書、国・道からの財政支援等の検証、法定合併協議会設置準備」について協議。その結果、「3町村の住民は、法定合併協議会の設置を容認する意向が大勢を占めていることから、法定合併協議会に議論の場を移す」ことに決定し、任意合併協議会での協議がすべて終了しました。

### 協議された案件

- 地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組みについて ..... 2頁
- 住民の意向把握について ..... 2頁
- 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会検討報告書について ..... 3頁
- 国・道からの財政支援等の検証について ..... 3頁～4頁
- 法定合併協議会設置準備について ..... 4頁

## ●地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組みについて→ 提案のとおり決定

### 提案の理由

第27次地方制度調査会の答申がなされたことから、今後、法定合併協議会に移行した際には、合併後の地域の均衡ある発展と住民との新たな協働関係の構築が図られるよう、総合的な観点に立って、より一層、地域住民の意向が行政運営に反映される仕組みを検討すべきとするものです。

### 提案の内容

平成15年11月13日付けで、第27次地方制度調査会から内閣総理大臣に対して、「今後の地方自治度のあり方に関する答申」がなされたところである。

答申では、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の失効後において、合併に関する障害を除去するための特例を中心とした新たな法律を定め、市町村のさらなる合併を促進すべきとされており、国は、今回の答申を踏まえ、次期通常国会において新たな法律案を提案する予定とされているところである。

現時点においては、法律案の内容は明らかになっていないが、答申に盛り込まれた「基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み」のうち、『行政区のタイプの地域自治組織』については、新法施行後の合併市町村に限らず、基礎自治体の判断により条例で設置できる一般制度とすべきとの提言があったところである。

本制度については、住民自治の強化や住民との協働を推進するうえで、検討すべき1つの方策として捉えることができるものであることから、今後、法定合併協議会に移行した際には、合併後の地域の均衡ある発展と住民との新たな協働関係の構築が図られるよう、答申の趣旨をはじめ、本庁と総合支所の役割分担及び組織機構、議会の役割、地域審議会の役割などに留意しつつ、先に決定された調整方針も含め、総合的な観点に立って、より一層、地域住民の意向が行政運営に反映される仕組みを検討すべきである。

### 主な質疑応答

**委員**＝今後、法定協議会及び新町に向けて進む上で、地域自治を守るということで旧自治体に権限を与えよとか、法定協議会で地域自治組織に関する小委員会を設置するのか、会長の考えを伺いたい。

**会長**＝それぞれの地域が均衡ある発展を遂げるということは当然のことであり、この地域自治組織は法定協議会で、そのあり方が論議され、その論議の中で、住民の皆さんの意見を反映し、行政に生かされるような組織となるよう、役割を考えていくことが大事と考えている。また小委員会についても法定協議会の中で設置を考えていかなければならないものと思っている。

**委員**＝周辺地域になる町村としては非常に重大なことと思っている。このようにきちんと議決し、法定協議会にくさびをさすということで、この議案は誠に大賛成と考えている。

## ●住民の意向把握について→ 提案のとおり決定

### 提案の理由

3町村の住民の意向を次のとおり取りまとめました。

### 提案の内容

第4回任意合併協議会において、「関係団体等との意見交換も含め、なお一層住民の理解、浸透を図りつつ、更なる住民意向の把握に努めるべき」と決定されたことから、その後、商工会、農協、森林組合、文化協会など公共的団体との意見交換会をはじめ、民生委員協議会、高齢者学級、行政区などを対象とした説明会や出前講座等を開催し、更なる住民の意向把握に努めたところである。

これに加え、10月3日から8日までの間に開催された住民説明会における意向を集約すると、単独を望む声や3町村以外の枠組みを支持する発言など、3町村の合併に関して疑問視する意見もあったが、法定合併協議会設置を前提とした協議会の運営方法や協議項目の内容に関する意見・要望、法定合併協議会に臨む町村内の意見集約体制の構築に関する意見が数多く出され、3町村を通じて、法定合併協議会設置を容認する意向が大勢を占めていることがうかがわれた。

●幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会検討報告書について→ 提案のとおり決定

提案の理由 これまでの協議内容及び検討結果を報告書としてまとめ、次のとおりむすびました。

むすび

これまでの任意合併協議会で協議された結果から、3町村が合併することにより、今後ますます進行するであろう少子高齢化への対応や、国・道からの権限委譲に対応できる基礎的自治体となりうる事が期待できる。

一方、財政シミュレーションの面では、単独の場合には、いずれの町村も近い将来赤字経営を余儀なくされることになるが、合併した場合には、国・道からの財政支援を有効に活用することにより、厳しいながらも自治体として存続することが可能という推計結果になった。

また、任意合併協議会における協議結果を踏まえて開催された住民説明会、出前講座、公共的団体との意見交換会などにおいては、3町村の合併に関して疑問視する意見もあったが、法定合併協議会設置を前提とした協議会の運営方法や協議項目の内容に関する意見・要望、法定合併協議会に臨む町村内の意見集約体制の構築に関する意見が数多く出され、3町村を通じて、法定合併協議会設置を容認する意向が大勢を占めていることがうかがわれた。

このような点に加え、日頃から行政に寄せられる住民の意見を総合的に勘案し、合併に関する協議については、法定合併協議会に議論の場を移すべきものと考えられる。

●国・道からの財政支援等の検証について→ 提案のとおり決定

提案の理由 幕別町、更別村及び忠類村の3町村が、合併による新たなまちづくりを進めるにあたり、市町村の合併の特例に関する法律に基づき受けることのできる国及び道からの財政支援等について、検証しました。

種類	名称	対象団体	検証
補助金(国)	合併準備補助金	法定合併協議会構成市町村	新町建設計画策定などに、可能な限り活用する。
	合併市町村補助金	平成17年3月31日までに合併した市町村	新町建設計画に基づくハード事業などに、上限額の2億7,000万円を、平成17年度から平成19年度まで9,000万円ずつ見込む。
補助金(道)	市町村合併準備補助	法定合併協議会又は合併重点支援地域の任意協議会	例規作成、事務事業一元化、電算システム統合計画策定などに、可能な限り活用する。
	合併支援補助(ハード系)	平成17年3月31日までに合併する市町村	新町建設計画に基づくハード事業等に、平成17年度及び18年度はそれぞれ7,700万円、平成19年度は6,600万円の合計2億2,000万円を見込む。
	合併支援補助(ソフト系)	平成17年3月31日までに合併する市町村	可能な限り活用する。
普通交付税	合併補正(経常・その他諸費)	平成17年3月31日までに合併した市町村	合併直後に必要となる諸経費などに、平成17年度から平成21年度まで6,171万3千円ずつ、上限額の3億856万8千円を見込む。
	合併算定替	平成17年3月31日までに合併した市町村	
特別交付税	合併準備経費に対する財政措置	法定又は任意合併協議会構成市町村	合併協議会への負担金や啓発事業などの合併準備経費に、平成15年度に618万5千円、平成16年度に1,302万4千円の合計1,920万9千円を見込む。
	合併移行経費に対する財政措置	合併関係市町村	電算システム統合に係る経費に、平成16年度に2億2,750万円を見込む。
	市町村合併に対する特別交付税措置	平成17年3月31日までに合併した市町村	平成17年度2億1,019万円、平成18年度1億2,611万4千円、平成19年度8,407万6千円の合計4億2,038万円を見込む。

地方債	合併推進債	合併重点支援地域の指定を受けた市町村	財源調達上有利となる場合には活用する。
	合併特例債	平成17年3月31日までに合併した市町村	新町建設計画に基づく一定の公共施設の整備については、10年間で起債可能な額94億1,000万円の内、81億2,240万円を見込む。また基金の積み立てに要する経費については、上限額である15億6,750万円を見込む。
過疎法の適用			財源調達上有利となる場合には活用する。
人的支援(国)	市町村合併支援アドバイザー制度	合併重点支援地域の市町村及び平成17年3月31日までに合併した市町村	必要に応じ支援を要請する。
人的支援(道)	市町村合併アドバイザーの派遣	法定合併協議会及び合併重点支援地域の市町村	必要に応じ支援を要請する。
	人的支援	平成15年12月末日までに市町村議会の議決を経て平成16年1月末日までに設置する法定合併協議会のうち、平成15年12月末日までに合併重点支援地域の指定申請があった法定合併協議会	合併協議、新町建設計画の策定、合併手続きなどを円滑に進める必要があることから、人的支援を要請する。

#### 主な質疑応答

**委員**＝法定協議会に入るのは、3町村が一致して議決をするのが1番望ましいが、現在の新聞報等からすると議決を得るにはいろんな問題が出てくるのではないと思われる状況の中で、財政支援、人的支援を受けるためにという理由で12月中に法定協議会に入るのはいかがなものか。

**会長**＝道の重点支援地域指定を受け、財政的及び人的支援を受けるためには、12月中の法定協議会設置が前提であり、この支援を得るためだけでなく、今までの任意協議会の協議の経過、17年3月末という期限を考えると年内の議決が望ましいのではないかとということであり、できれば3町村がそろって12月中に法定協議会設置の議決をいただくということであることをご理解いただきたい。

#### ●法定合併協議会設置準備について→ 提案のとおり確認

**提案の理由** 法定合併協議会設置までのスケジュールを次のとおり確認するものです。

月 日	事 項
12月5日～24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>3町村議会で法定合併協議会設置を議決</li> </ul>
12月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定合併協議会設置に関する協議書及び規約に定める協議事項の協議書調印</li> <li>法定合併協議会設置（規約告示）</li> </ul>

#### 主な質疑応答

**委員**＝前の協議案をみんなで賛成したわけであるから、当然、12月中に法定協議会に入らなければ、前の協議がおかしくなるわけであり、承認した以上は12月中に設置をしなければならない。

**副会長**＝私どもはできる限りの法定協議会議決への努力をしているつもりであるし、また村の議会としても努力をいただいております、この期間内に更別村としての議決はいただけるという考え方で、提案者の一人として協議案を提案させていただいている。

**委員**＝これからも住民へ説明するためには、任意協議会の協議を踏まえ、新町のビジョン、我が地域がどのように位置するかを早く法定協議会で協議しながら、住民に知らせていくことが大事と思う。最終目標に向かって進んでいただきたい。

**会長**＝私どもは議会に説明し、ご理解をいただく中で、議決に向けてそれぞれが取り組んでいくという状況であると思っている。今後は任意協議会の協議を法定協議会で具現化をするという作業に取り組んでいくわけであり、その経過や結果について、いろいろな方法で住民の皆さんに周知し、行政の説明責任を果たしながら住民の皆さんとともに進めていかなければならないと思っている。